

議事要旨(3)-2 企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長、小堀研究員及び小林(正)研究員より、「企業結合に関する会計基準(案)」、「事業分離等に関する会計基準(案)」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」に基づき、専門委員会で検討している公開草案の文案につき説明が行われた。なお、逆瀬副委員長より、次回の企業会計基準委員会においてこれらの公開草案の公表について議決を予定している旨の説明があった。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ・ 「コメントの募集」について、段階取得の会計処理に関する意見を求める表現について、支持しつつ、さらに詳しく記載することが良いという意見があった。一方、個別財務諸表と連結財務諸表の取扱いが異なることは、企業結合のみの問題ではないことから、日本の会計制度全般の問題として別途、対処すべきではないかという意見があった。事務局からは、ここでは連単分離などの制度論についてコメントを求めるのではなく、企業結合における個別財務諸表の取扱いのみを対象としていること、表現については検討する旨の回答があった。
- ・ 企業結合会計基準案の「結論の背景」(第88項)における段階取得の考え方の記載においては、これまでの考え方(第86項)についても触れてはどうか、また、個別財務諸表の取扱いの検討もあることから、適用時期について平成21年4月1日以後からの早期適用は認めなくてもよいのではないかという意見があった。事務局から、前者については、表現について検討することとし、後者については、特段の理由がなければ基本的に早期適用は禁止しない旨の回答があった。
- ・ 企業結合会計基準案について、のれんの定義の記載を削除したが、企業結合の会計基準であるにもかかわらず、のれんの定義が記載されていないのはいかがかという意見があった。事務局からは、共通支配下の取引における簿価と簿価の差額のれんと異なる定義であり、取得原価の配分方法(第31項)において同様の記載もあるため削除したものであるが、検討する旨の回答があった。
- ・ 取得原価の算定に関して、適用指針案(第29項)と企業会計基準案(第23項)とは意味が違うのではないか、また、表現の趣旨について質問があった。事務局からは、適用指針案の表現は異なるが意味は同じであることの回答があった。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。